

入札説明書

総合評価方式(施工体制確認型)

本説明書は令和8年9月30日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年9月30日

島根県知事職務代理者 島根県副知事 石原 恵利子

記

- 1 担当部局 島根県土木部都市計画課街路係
〒690-8501 島根県松江市殿町8 番地(島根県庁南庁舎4階)
Tel 0852-22-5574 Fax 0852-22-6004

2 入札に付する工事

工事名	(都)揖屋馬潟線 防災安全交付金(街路)事業 道路改良工事(第8期)
-----	------------------------------------

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図(一般的事項)

(1) 総合評価方式(施工体制確認型)による入札者の順位付け

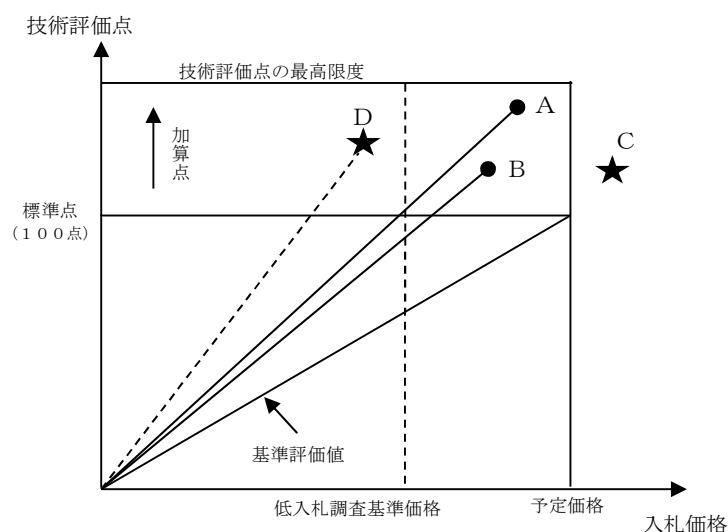
施工体制確認型総合評価方式では、技術提案の内容と施工体制の審査結果は技術提案が確実に実現できる程度に関連することから、技術提案評価点に関する加算点は、技術提案評価点に施工体制評価点の満点に対する割合を乗じたもの(小数点第2位を四捨五入した数値)とする。この技術提案加算点と、技術提案以外(企業、技術者及び地域貢献等)に係る評価点、及び施工体制評価点に標準点(100点)を加えたものを「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した値(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{技術提案等加算点} &= \text{技術提案評価点} \times (\text{施工体制評価点} / 20 \text{点})^{(*)} \\ &\quad + \text{技術提案以外の評価点} \\ \text{技術評価点} &= \text{標準点 (100点)} + \text{技術提案等加算点} + \text{施工体制評価点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

(※) 下線部は小数第2位を四捨五入した数値とする。

(2) 総合評価方式のイメージ



各社の評価値＝技術評価点／入札価格

評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。

→ A社が落札者となる。

ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者とならない。

4 評価項目及び評価基準

(1) 技術提案

発注者が示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という。）を上回る方法で施工する内容を示した施工上の提案について評価する。

（評価の判断基準）

- ・ 加算点を与えるのは、履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る。ただし、過度にコスト負担を要する事項と判断した場合は、より優位な評価はしない。
- ・ 加算点算出における判定値は、発注者が想定する課題項目に対して評価できる提案のあった個数と内容（特に優れたもの）を考慮して決定する。
- ・ 記載する内容は、説明の要点（目的、具体的な手法＜施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等＞、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性等）をわかりやすく記述すること。
- ・ 説明の要点が記載されていないもの、あいまいな表現のもの（例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するように努める」、「可能な限り〇〇する」等）、他の施設管理者と新たな協議や調整が必要となるもの、工事施工箇所の現場条件が考慮されていないものなどは評価しない。
- ・ 評価課題の提案個数の上限数が設定されている場合は記載順に評価し、上限を超えて記載された内容については提案として評価の対象としない。
- ・ 1つの提案内容（同一枠内等）に複数の提案が記載されていると判断しても、1つの提案として評価する。この場合、複数の提案中の最も評価の低いもので加算点の算定を行う。
- ・ 必要に応じて資料も添付できるが、必要最小限の枚数に留めること。不明確と判断した場合は添付資料として取り扱わない。

（減点評価する場合について）

- ・ 評価項目(1)－①～③の「技術提案の有無」について、記載が無い場合は標準点100点を0点とする。
- ・ 「技術提案の有無」を「有」と記載した場合は、「技術提案が採用されなかった場合の

標準案での施工の意志の有無（以下「標準案での施工の意志」という）をあわせて記載する。記載がない又は「無」と記載した場合は、標準点100点を0点とする。

- ・「技術提案の有無」に「無」と記載した場合は、標準案により施工すること。ただし、その場合は減点評価の対象とする。
- ・複数の技術提案の課題があり、一部の課題しか提案がない場合は、提案が全くない場合の減点数に提案がなかった課題数を按分して減点数を算出する。（小数第2位四捨五入）
- ・「技術提案の有無」に「有」と記載し、「標準案での施工の意志」に「有」と記載した場合は、技術提案が採用されない場合でも、課題との関連性が認められれば減点しない。

（提案内容の履行義務について）

- ・提案内容は、評価結果及び履行義務の有無を明らかにした上で契約書に記載する。
- ・落札者が契約後に提出する施工計画書には、「評価する」とされた提案内容を反映させるものとする。
- ・「評価しない」とされた提案であっても、仕様書等で規定される事項は実施しなければならない。
- ・「評価しない」とされた提案については、受発注者協議により実施することも可能であり、実施した結果、品質向上等の効果が確認できた時は、工事成績評定で評価する場合がある。

① 盛土の品質向上

本工事の盛土は、縁切矢板工及び仮締切工により承水路を締め切った内部で土砂の安定処理を行った上で、路体盛土を行う。

このため、鋼矢板接合部からの漏水の抑制、承水路を締め切った内部の水を排除するなど、盛土の品質を向上させるための施工方法、管理方法の提案について評価する。

提案は3個を上限とし、提案ごとに評価を行う。

○標準案

◇油圧式杭圧入引抜機（硬質地盤専用）による鋼矢板（ⅡL、Ⅲ、Ⅳ型）の打込みを想定している。

◇島根県公共工事共通仕様書第3編土木工事共通編第2章一般施工に記載のとおり。

■評価基準

- ◆評価できる提案の総数を判定値とする。
- ◆判定値が最も高いものの加算点を5点とする。（ただし、判定値が全員0点の場合、加算点は0点とする。）
- ◆それ以外のものは判定値による按分で加算点を算出（小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで）
【加算点＝5点×（当該者の判定値／提案者の最高判定値）】

② 周辺環境対策

本工事現場は、一般家屋や事業所等が近接しているため、鋼矢板を打込む縁切矢板工及び仮締切工や路体部の安定処理工事に伴う騒音、振動、粉塵を低減する必要がある。また河川内の工事であり、矢板の打込みや浚渫に伴う水質汚濁に対する配慮も重要となる。

このため、これら周辺環境への配慮1) 近接家屋に対する騒音、振動対策、2) 近接家屋等に対する粉塵対策、3) 河川汚濁防止対策についての提案を評価する。

提案は3個を上限（それぞれの対策事項について、提案は1個まで）とし、提案ごとに評価を行う。なお、対策は施工区域内（別図参照）で実施可能な提案とすること。

○標準案

◇騒音、振動対策として、油圧式杭圧入引抜機（硬質地盤専用）にて鋼矢板を打込む。

◇粉塵対策として、路体部の安定処理工で発塵抑制型の固化材を使用する。

◇河川汚濁防止対策として、施工範囲より下流へ汚濁防止フェンスを設置する。

◇島根県公共工事共通仕様書第1編共通編第1章総則に記載のとおり。

■評価基準

- ◆評価できる提案の総数を判定値とする。
- ◆判定値が最も高いものの加点数を5点とする。ただし、判定値が全員0点の場合、加点数は0点とする。
- ◆それ以外のものは判定値による按分で加算点を算出(少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで)
【加算点＝5点×(当事者の判定値／提案者の最高判定値)】

③地域住民とのコミュニケーション

工事期間中に地域住民や近隣の小中学校とのコミュニケーションを強化することは、工事を円滑に進めるうえで重要であり、施工者が工事期間中に講じる活動についての提案を評価する。

提案は2個を上限とし、提案ごとに評価を行う。

記載する内容は説明の要点(目的、対象となる地域や住民、具体的な手法、効果等)がわかり易いようにまとめること。具体的な記載がない場合や、パンフレットの配布、ホームページによる広報など一方的な情報発信の提案は評価しない。

なお、地域住民を対象とする活動については、少なくとも東出雲町東町1区自治会、東町2区自治会、東灘自治会、倉本町自治会、平賀自治会の5自治会全てを含むものとし、小中学校を対象とする活動については、少なくとも東出雲中学校、揖屋小学校の2校全てを含むものとする。地域のみ、小中学校のみ、または地域及び小中学校の両方を対象とした提案も可とする。

提案は 2 個を上限とし、提案ごとに評価を行う。ただし、同じ活動内容については1提案を上限とする。

※同じ活動内容の例:小中学校のみを対象とした現場見学会と地域住民のみを対象とした現場見学会

■評価基準

- ◆評価できる提案が2個の者は2点
- ◆評価できる提案が1個の者は1点
- ◆提案があっても評価できる提案がない者は0点

(2) 企業の評価

①企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和5年度から令和7年度(完成及び引き渡し完了)
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

■評価基準

- ◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。
- ◆対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表 1)

評 定 点 の 平 均 点	80 点 以 上	80 点 未 満 73 点 以 上	73 点 未 満 70 点 以 上	70 点 未 満
加 算 点	5.0 点	加 算 点 = 1.5 点 + { 3.5 × (評 定 点 の 平 均 点 - 73.0) / 7 }	1.0 点	0 点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表 2)

評 定 点	80 点 以 上	80 点 未 満 73 点 以 上	73 点 未 満 70 点 以 上	70 点 未 満 又 は 実 績 無 し
加 算 点	4.5 点	加 算 点 = (表 1 で 計 算 し た 加 算 点) × 0.9	0.9 点	0 点

※加算点は小数第2位を切り捨て

② 企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、元請または共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率 20%以上）として施工した、矢板長9.5m以上の鋼矢板（圧入方式）打設工を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、工事成績評定点が 73 点未満の場合のものは実績として認めない。

■ 評価基準

- ◆ 対象となる施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆ 対象となる施工実績が1回ある者は1点
- ◆ 対象となる施工実績がない者は0点

③企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

島根県内の公共事業において、企業として受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和4年度から令和8年度(過去5年間)
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	知事による優良工事表彰、整備局長による優良工事施工団体表彰、または整備局部長・整備局事務所長による優良工事施工団体表彰

■評価基準

- ◆対象となる優良工事施工団体表彰が2回以上の者は2点
- ◆対象となる優良工事施工団体表彰が1回ある者は1点
- ◆上記以外の場合は0点

④登録基幹技能者の配置

本工事において、登録機械土工基幹技能者を現場へ配置する場合について評価する。

ただし、登録機械土工基幹技能者は、主任技術者(下請企業も含む)及び監理技術者以外の者とし、路体盛土の工程の全期間において現場に配置されることとする。

■評価基準

- ◆登録基幹技能者を現場へ配置する場合1点
- ◆配置しない場合は0点

(3)配置予定技術者の評価

(注1)複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

(注2)配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者とする。

①配置予定技術者の継続学習

令和2年度から入札公告日前日までに取得しているCPDSユニットを評価する。

■評価基準

- ◆100ユニット以上ある者は1点
- ◆30ユニット以上100ユニット未満の者は0.5点
- ◆30ユニット未満の者は0点

②配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、監理技術者（監理技術者補佐を含む）、主任技術者または現場代理人として担当した、矢板長4.5m以上の鋼矢板（圧入方式）打設工を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、鋼矢板打設工（圧入方式）着手から完了まで従事していなければ加点の対象として認めない。 また、工事成績評定点が 73 点未満の場合のものは施工経験として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工経験がない者は0点

③配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

島根県内の公共事業において、配置予定技術者が受けた優秀建設技術者表彰を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和4年度から令和8年度（過去5年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	主任（監理）技術者として受けた、優秀建設技術者表彰

島根県が行ったものについては優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰、中国地方整備局が行ったものについては整備局長、整備局部長又は整備局事務所長の優秀建設技術者表彰とする。

ただし、元請け又は共同企業体（経常JVは除く）構成員（ただし出資比率20%以上）として受注した工事とする。

■ 評価基準

- ◆ 対象となる優良工事施工団体表彰が2回以上の者は2点
- ◆ 対象となる優良工事施工団体表彰が1回ある者は1点
- ◆ 上記以外の場合は0点

(4) 地域貢献・その他

① 事業継続計画(BCP)認定及び防災協定※の締結実績

次に掲げる契約実績もしくは認定状況を評価する。(協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。)

※「風水害・(雪害・)地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定」

- a 入札公告日前日における国土交通省中国地方整備局「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度」による事業継続計画(BCP)の認定
- b 令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県との防災協を連続で締結した実績(所属している団体の締結でも可)

■ 評価基準

- ◆ すべて該当する者は2点
- ◆ 1つ該当する者は1点
- ◆ いずれにも該当しない者は0点

② ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

■ 評価基準

- ◆ 両年度とも参加実績がある者は1点
- ◆ 上記でない者は0点

- ・ ボランティア活動は客観的に認められるもの(例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動)で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事(社外に公表しているもの)、自治会長等の証明など実績を証明できる物を添付すること。
- ・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動の参加実績は、会社として年度間のべ人数が10名以上または従業員の半数(最低3名)以上が参加していること。
従業員数は当該活動時点のものとする。

③ 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績

令和6年度及び令和7年度の2年間における、県管理公共土木施設に関する維持管理業務(発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。)または島根県発注の海岸漂着物の回収業務の契約実績(県が認めた下請け業

務も含む。)とし、それぞれの年度で1回の契約期間が5ヶ月以上のものに限り評価する。

また、1回の契約期間が両年度にわたる場合は、契約期間の長い方の年度を評価する。ただし、1回の契約期間が1年5ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

■評価基準

- ◆両年度とも契約実績がある者は2点
- ◆どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆契約実績がない者は0点

④ 県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、県管理道路・空港を含む除雪業務（凍結防止剤散布業務を含む）の契約実績を評価する。ただし、島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。

■評価基準

- ◆両年度とも契約実績がある者は2点
- ◆どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆契約実績がない者は0点

⑤ 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

当該工事において建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用することを確約する場合に評価する。
 なお、確約する場合は「建設キャリアアップシステム活用確約書」を提出すること

■評価基準

- ◆建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を確約する者は1点
- ◆建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を確約しない者は0点

(5) 施工体制評価

① 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る実効性の向上につながるかについて審査する。

■評価基準

- ◆「優」とした場合は10点
- ◆「良」とした場合は 5点
- ◆「可」とした場合は 0点

【審査項目】

- 1) 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。
- 2) 安全確保の体制が構築されると認められるか。
- 3) その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

② 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

■評価基準

- ◆「優」とした場合は10点
- ◆「良」とした場合は 5点
- ◆「可」とした場合は 0点

【審査項目】

- 1) 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- 2) 施工計画を実現するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- 3) 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

(6) 減点

① 技術提案がない場合の減点

上記(1)－①～②の技術提案の項目に対して、技術提案の有無を「無」と記載し、技術提案をせず標準案での施工と記載した場合及び記載があっても課題との関連性が認められない提案の場合は無回答と見なし、加算点合計の1割(今回は3.5点)を最大として減点(小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで)を行う。

$$\text{【減点} = 3.5 \text{点} \times \text{無回答項目数} \div 2 \text{】}$$

[加算点合計の1割]

[設定項目数]

また、(1)－③の技術提案がない場合は標準点を0点とする。

② 低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

■減点基準

- ◆70点の者は－5点
- ◆75点の者は0点
- ◆中間の者は按分で点数を算出

$$\text{【減点} = 5 \text{点} \times (75 - \text{低入札工事の点数}) \div (75 - 70) \text{】}$$

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の令和7年度の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

$$\text{A社の減点} = 5 \text{点} \times (75^{\text{点}} - 72^{\text{点}}) \div (75^{\text{点}} - 70^{\text{点}}) = 3.0 \text{点}$$

(小数第2位四捨五入)

③ 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

- ◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－２点
- ◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－２点

5 ペナルティ

①技術提案

落札者が、履行義務有の技術提案を落札者の責により履行しなかった場合を想定し、契約時にその内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を以下に定める。

評価項目	ペナルティ	詳細内容
(1)-①盛土の品質向上	工事成績評 定点の減点	工事成績評定点から当該評価項目の加算点の最高点を減点する。 なお、受注者の責めに帰すべき事由によらない不測の事由により、技術提案の履行に影響がでる場合には、その都度発注者と受注者の協議により、その取扱について定めるものとする。
(1)-②周辺環境対策		
(1)-③地域住民とのコミュニケーション		

②建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

受注者が建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用※することを確約した場合において、正当な理由がなく活用を行わなかった場合、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績表定点の減点を行う。

※活用とは、建設現場にカードリーダーを設置するなどして、技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。蓄積する技能労働者の範囲は問わない。

6 技術資料の審査の統一事項

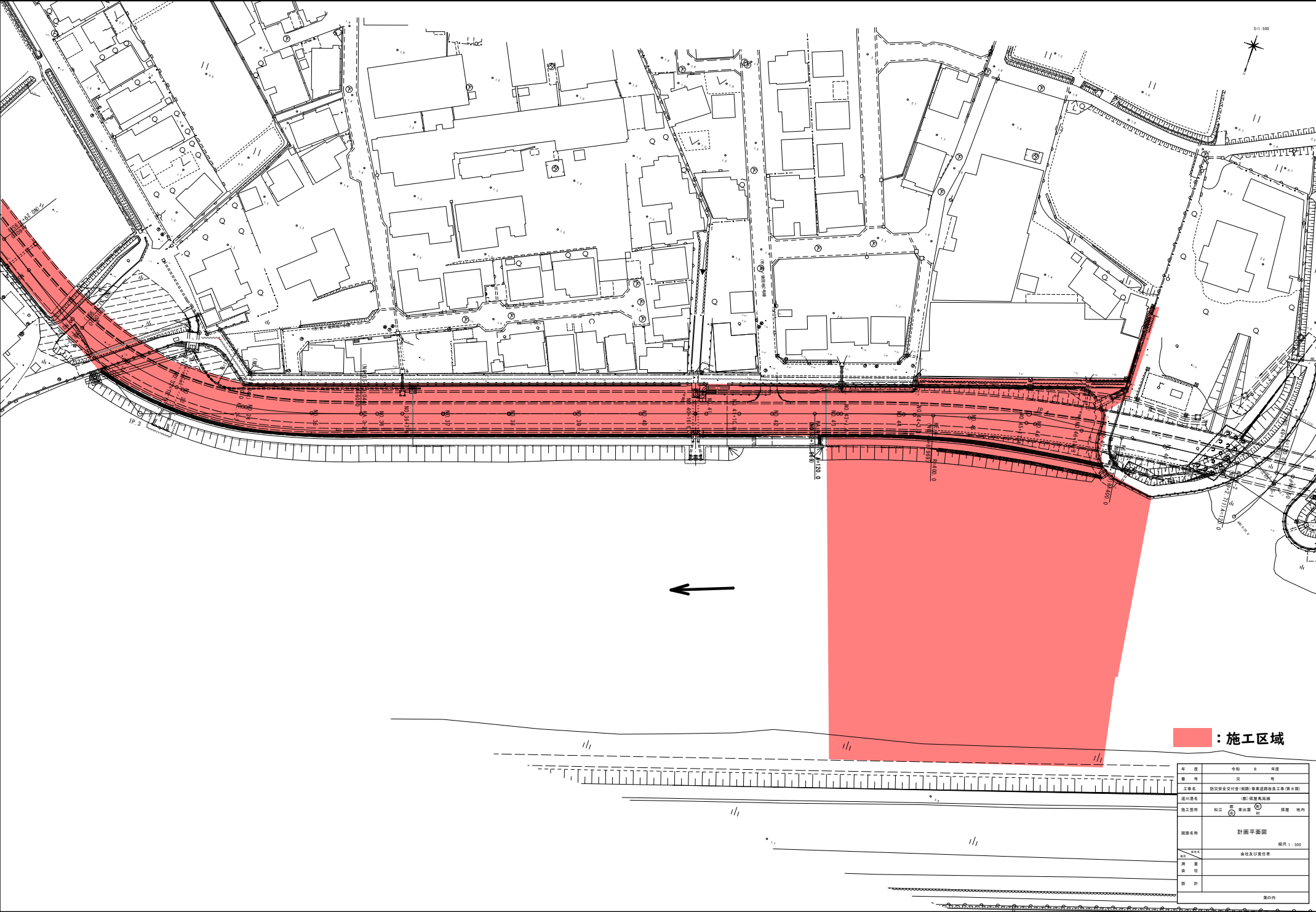
技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項(具体事例)」を定め、下記に掲載しているので参考にする。

島根県ホームページ

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 総合評価方式
> 建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/



：施工区域

图例	名称	备注
施工区域	红色填充	
道路	黑色虚线	
建筑物	黑色实线	
河流	蓝色实线	
铁路	黑色实线+短横	
围墙	黑色实线+点	
绿地	绿色填充	
水域	蓝色填充	
其他	其他颜色	
比例尺	1:500	
图名	平面图	
设计	设计人	
审核	审核人	
日期	日期	
备注	备注	